

業務委託入札に係る最低制限価格の算定誤りについて

千葉市都市局では、業務委託に係る入札において、最低制限価格の算定誤りが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

平成30年8月9日に入札を執行した千葉市都市計画基礎調査解析業務委託について、契約締結のための決裁手続を進めていたところ、最低制限価格の算定を誤っていることが判明しました。

このため、局内の全ての委託についても確認したところ、このほかに2件の委託業務で同様な誤りがあったことが判明しました。

2 最低制限価格を誤って算定していた業務委託

- 1) 平成30年度 千葉市都市計画基礎調査解析業務委託（予定価格 4,590,000円）
- 2) 平成29年度 千葉市建築基準法指定道路図・調書作成業務委託（契約金額 5,292,000円）
千葉市建築基準法指定道路図公開システム構築委託（契約金額 2,484,000円）

3 原因

委託業務を対象とした最低制限価格は、「千葉市都市局業務委託最低制限価格運用要領」により算定方法を定めており、平成29年6月1日に算定に用いる割合を改正しましたが、職員が利用する庁内パソコンネットワーク上の閲覧用フォルダに、当該要領の改正前後のデータが混在し保存されていたため、誤って改正前の割合を使用し過少に算定してしまっ

4 対応状況

(1) 平成30年度の委託（1件）について

- ①当初落札金額が、正しい最低制限価格を下回ることとなったため、入札を取り消すこととしました。
- ②入札から誤りが判明するまでの間、落札者が行った書類作成、打ち合わせ費用等の損害（153,604円）について示談を行いました。
- ③入札に参加した事業者の方に、謝罪と事情の説明を行いました。
- ④当該委託については、委託内容を再検討し、改めて手続きを行う予定です。

(2) 平成29年度の委託（2件）について

2件の委託とも、落札金額は、正しい最低制限価格を下回らず入札結果に影響がないことが確認され、入札に参加した事業者の方に、謝罪と事情の説明を行いました。

5 再発防止策

- (1) 契約事務等に係る閲覧用データについて、適正な管理を徹底する。
- (2) 最低制限価格計算書の様式に、チェック欄を設ける。
- (3) 職員研修等により、業務委託契約手続きに必要な基準や業務リスクの把握、理解を徹底する。